

破産債権査定手続でビットコイン債権に対する異議の撤回をした管財人が移行後の再生手続において同債権を債権者が有しない旨を主張することの信義則違反該当性

【文 献 種 別】 判決／東京地方裁判所

【裁判年月日】 令和 3 年 12 月 23 日

【事 件 番 号】 令和 2 年（ワ）第 33111 号

【事 件 名】 再生債権査定異議請求事件

【裁 判 結 果】 査定決定認可（確定）

【参 照 法 令】 民法 1 条 2 項、民事再生法 101 条・102 条・105 条・106 条、破産法 112 条 1 項・118 条、資金決済に関する法律 2 条 5 項

【掲 載 誌】 金判 1640 号 14 頁

◆ LEX/DB 文献番号 25603062

東北学院大学准教授 玉井裕貴

事実の概要

X は、平成 26 年 4 月 24 日に破産手続開始決定を受けた暗号資産交換業者 MTGOX 社（以下「A 社」という）の破産手続において、4260.06 ビットコイン（以下「BTC」という）の返還請求権を、A 社の破産管財人 Y の指定した相場に基づき円換算した、2 億 1325 万 0594 円及びこれに対する遅延損害金について、破産債権として届け出た。この届出に対し、Y は、届出破産債権について全額を認めない旨の認否をしたため、X は破産債権査定の申立てを行ったが、裁判所は届出破産債権額を 0 円と査定する旨の決定をした。

X は、届出破産債権の全額を破産債権として査定することを求めて、破産債権査定異議の訴えを提起したところ、届出破産債権の全額につき異議が撤回されたため、X はこの訴えを取り下げた。

この異議の撤回をめぐる経緯は、次のような経緯があった。すなわち、Y 破産管財人代理（D 弁護士）は、X 代理人に、X は A 社に対して 4260.06BTC の債権残高を有する旨を主張したが、X は、A 社に対し、BTC ではなく、円貨による債権残高を有している。そのため、X の届出破産債権の元本の円換算額の全額（2 億 1325 万 0594 円）に相当する円貨による債権残高を有しているものとして、請求の原因の記載を変更する旨の準備書面を提出するのであれば、届出破産債権の全額について異議の撤回が可能である旨を伝えた。これを受けて、X は、破産債権査定異議事件において、平成 29 年 5 月 19 日付で、円貨による債権残高を A 社に

対し有している旨の準備書面を提出した。その後 Y は、届出破産債権の全額について異議を撤回し、X は、破産債権査定異議の訴えを取り下げた。

なお、平成 29 年 8 月 1 日、BTC のブロックチェーンにつきハードフォークが生じ、ビットコインキャッシュ（以下「BCH」という）が誕生し、同日時点において BTC を有していた者は、1BTC あたり 1BCH の割合で、BCH をも有することになった。

平成 30 年 6 月 22 日、A 社に民事再生手続開始決定がなされ、Y が再生管財人に選任された。本件再生手続において、X は、平成 30 年 10 月 16 日に、4260.06BTC 及び、4260.06BCH の返還請求権を再生債権として届け出た。

この後、Y 再生管財人代理（E 弁護士）と X 代理人との間で次のようなやり取りがあった。すなわち、A 社のデータベース上、X の残高には BTC 残高が記録されておらず、存在していた残高は円貨であったため、破産手続時の認否書では BTC の債権につき異議を述べたが、その後の破産債権査定異議事件において、届出債権は BTC であったものの、円貨による残高が存在することを根拠に、円貨相当額の BTC の債権につき、Y が異議撤回をした経緯がある旨、本件再生手続における届出債権に円貨を加えて、円貨・BTC・BCH をいずれも届出債権とするほうが良いと思われる旨等を Y 代理（E 弁護士）が、X 代理人へ連絡した。これに対し、X 代理人は、Y が異議を撤回したことから、BTC の引渡請求権は存在するが、破産手続においては、破産債権が全て金銭債権に換算される結果、金銭債権として表現され、それを認め

たものと理解している旨の返答をした。

その後、Xは、平成31年3月8日付で、届出債権を、4260.06BTC・BCHの返還請求権、並びに円貨による金銭債権元本36億0741万8892円、並びにこれに対する遅延損害金9億3456万8576円に変更する旨を届け出た。

これに対しYは、同年3月15日、本件届出再生債権について、円貨による金銭債権元本2億3126万1278円及びこれに対する遅延損害金5991万2510円を認め、そのほかを認めない旨の認否を行ったため、同年4月25日、XはBTC・BCH返還に係る債権として届け出た全額を再生債権として査定する旨の決定を求めて、再生裁判所に再生債権査定の申立てを行った。本件査定手続において、裁判所は、Yが認めた債権額の通りに査定する旨の決定をした。

そこで、Xは届出再生債権の額を、BTC・BCH返還に関する債権について、それぞれ、4260.06BTC・BCHと査定する旨の変更を求めて、本件訴えを提起した。

判決の要旨

査定決定認可。

争点①：Xが届出再生債権に係るBTC・BCH返還請求権を有しているか

「本件取引履歴一覧表の記載は、相応に信頼できるものと考えられるから、A社のデータベース上の記載に明らかな誤りが存在するなどの特段の事情が認められない限り、本件取引履歴一覧表に記載されたとおり、Xが、それまでに購入したBTC全部について、平成25年11月30日及び平成26年1月1日の2日間にわたって売却注文をしたことによって、それが円貨（2億3126万1278.9円）に換算されたが、A社が申し立てた民事再生手続¹⁾に起因して円貨による引出しがキャンセルされたため、上記の円貨がA社のデータベース上に残存したものと推認するのが相当である。」

「Xは、一方で、平成26年1月1日の売却によりBTCの保有残高がゼロとなったといえるから、BTCの返還請求権はなく、また、ハードフォークが生じた平成29年8月1日時点において、BTCを保有していなかった以上、XがBCHの返

還請求権を有するともいえず、他方で、BTCの売却の結果、円貨による債権2億3126万1278円を有していたといえる。」

争点②：Yが届出再生債権に対し異議を述べる ことが信義則に反するか

「本件のように破産手続中に再生手続が開始された場合において、本件破産手続の中でYが、Xが円貨による債権ではなくBTCの債権（返還請求権）をなお有することを前提に異議の撤回をしたことが認められるときには、……Yが、本件再生手続においてXがBTCの債権を有しない旨の主張をすることが矛盾挙動禁止の原則に反して信義則上許されないと解する余地がある。

しかしながら、破産手続には、民事再生手続の場合のように届出がない再生債権を自認するといった制度（民事再生法101号3項参照）がなく、また、本件破産手続において、一般調査期日が平成28年5月25日に終了していたため、原則として、Xにおいて、BTCの債権を原因債権とする破産債権の届出から円貨による債権を原因債権とする新たな破産債権の届出をすることができなくなっていた（破産法112条1項参照）状況にあったことを前提として、……本件破産手続においてYが届出破産債権に対する異議を全部撤回するまでのX側とY側とのやり取りをみると、Yが届出破産債権に対する異議を撤回したことについて、それが直ちに、Xが円貨による債権ではなくBTCの債権をなお有することを前提としていたものであるとは認められず、むしろ、BTCの債権は有しないが円貨による債権は有するXに対する救済措置であったためであったことがうかがわれる。

したがって、Yが、本件再生手続において、XがBTCの債権を有しないことを前提とする認否を行うことが、矛盾挙動禁止の原則に反して信義則上許されないとはいえない。」

判例の解説

一 はじめに

本件における争点は2点である。争点①では、法的な取扱いが明確化していない点の多い暗号資産の取扱いのうち、その保有の存否を判断する際の残高確認の手法について、本判決は一つの方法を示した。また、争点②では、破産手続中に再生

手続が開始された場合に、先行する破産手続において破産管財人が届出債権に対して、一旦は「認めない」とした認否を変更し「認める」とした場合（いわゆる「異議の撤回」）、後行する再生手続において、（破産管財人と同一人物たる）再生管財人が、同債権に対して「認めない」とする認否を行うことが、矛盾挙動禁止の原則に反し、信義則上許されないか否かが争われた。

二 暗号資産返還請求権の倒産法上の取扱い

本件のように、倒産手続の開始決定を受けた暗号資産交換業者に対して、その利用者が暗号資産を預託していた場合、利用者の暗号資産返還請求権を、倒産手続上、いかに取り扱うかという問題は²⁾、暗号資産の私法上の性質論³⁾とも関連して、学説上、様々な見解がある。もっとも、本件では、暗号資産返還請求権を、破産債権・再生債権として行使しうることが前提とされている。

三 暗号資産返還請求権の存否に関する判断方法

本件では、XのBTC残高を調査する際に、YがA社のデータベースの分析、調査、集計等の業務を委託している第三者機関に対し、記録の調査を依頼している。その調査結果に基づき、XがBTCの返還請求権を持たず、BTCの売却により円貨残高のみが存在すると判断した。Xは、BTC売却について、不正アクセス等を主張したが、いずれも退けられている。一般に、BTCをはじめとする暗号資産の根幹技術たるブロックチェーン上の取引履歴データベースの改竄は困難であるといわれており、「データベース上の記載に明らかな誤りが存在するなどの特段の事情が認められない限り」データベース上の取引記録が、暗号資産の残高や取引履歴の事実認定に際して、信頼に足る証拠として利用できるとの判断は合理的といえる⁴⁾。

四 届出債権に対する異議の撤回

1 一般論

破産・再生手続において、管財人は届出債権について、その額など調査対象事項について認否を行う（破 117 条、民再 101 条）。債権調査の結果、管財人が認め、他の届出債権者が異議を述べなかった債権は確定し、管財人が認めなかった債権や他の届出債権者が異議を述べた債権は、債権

確定手続において確定する（破 125～129 条、民再 104～107 条）。

届出債権の認否の変更について、一旦、管財人が届出債権を「認める」旨の認否をしておきながら、後に「認めない」と変更することは、当該債権者の立場を害することになるから、否定すべきとされる⁵⁾。

他方、管財人が「認めない」旨の認否をした後に、「認める」と変更すること（いわゆる「異議の撤回⁶⁾」）は可能とされる（破産規 38 条、44 条 1 項前段、民再規 41 条参照）。

2 本件の場合

本件では、Xの届け出たBTC返還請求権について、先行する破産手続での異議及びその撤回の後、後行の再生手続で、再び、同債権につき、破産管財人と同一人物たる再生管財人から異議が提出されるという経過を辿っている。形式的には、破産手続において一旦は存否の確定した債権（破 124 条参照）に対して、再び異議が出されたものといえるから、管財人Yの行動は、一連の手続全体からみても、一旦「認める」旨の認否をしておきながら、後に「認めない」と認否を変更するのと等しく、本来は、当該届出債権者を害するものとして、許されるべきではない。判旨も「Xが円貨による債権ではなくBTCの債権（返還請求権）をなお有することを前提に異議の撤回をしたことが認められるときには、……Yが、本件再生手続においてXがBTCの債権を有しない旨の主張をすることが矛盾挙動禁止の原則に反して信義則上許されないと解する余地がある」と指摘する。

もっとも、本件の場合、Y側は、破産債権査定の手続から、一貫して、XがA社に対してBTC返還請求権を有していないことを前提に、X側とやり取りを行っていたものと認定されており、破産債権査定手続における異議の撤回も、積極的に、BTC債権の存在を確定するための行動とは評価されていない。また、本件では、破産手続における債権届出を再生手続で利用することはせず（民再 247 条参照）、改めて、再生債権の届出期間が定められている。そうすると、Xによる再生債権の届出に対して、BTC・BCH債権を改めて否認し、円貨による債権のみを認めるというY側の行動に矛盾はないといえる⁷⁾。

本件の届出債権に対する異議に係る信義則違

反の有無をめぐる争いは、破産手続における BTC 返還請求権の取扱いに関する X・Y の認識の齟齬に起因するものである。破産手続に関する限り、BTC 債権は金銭化（破 103 条 2 項 1 号イ⁸⁾）され、金銭による配当が予定されているため、結果として、X が受け取る配当に差はなく、BTC 債権であるか円貨債権であるかは、必ずしも重大な問題とはならない。一方、再生手続の場合は、再生計画によって、BTC 債権への弁済の方法等が定められることとなり、とりわけ A 社の一連の倒産手続中には、BTC の価格の高騰もみられたことから、X にとって BTC 債権の存否は、重大な利害関心となったと予想される⁹⁾。

破産手続当時、A 社の倒産手続の帰趨を予測することは困難であったとはいえ、法的な取扱いが不明確な点の多い暗号資産返還請求権に係る問題であったことを考慮すると、破産債権の届出に対する異議の撤回に際して、残高状況の説明や、BTC 返還請求権の手続上の処理について、債権者・管財人間で、より緊密な認識の擦り合わせが必要であったと思われる。同種の事件処理においては、この点について配慮が必要であることを示唆している。

五 破産手続における債権の“自認”

本件では、Y 側の行動が矛盾挙動にあたらないことを推認させる事情として、Y 側の一連の行動について、X に対する救済措置の側面があったと判断されている。すなわち、破産法上は、再生手続で採用されている自認債権の制度（民再 101 条 3 項）がなく、いくら Y が（BTC ではなく）円貨による債権の存在を認識していたとしても、X が円貨による破産債権の届出をしなければ、そもそも、その債権の存在を認めることができない。本来は、X の届け出た BTC 債権について、Y は「認めない」とする認否を変更せず、X 側の円貨による債権の届出または届出内容の変更を促すべき場面である。

ところが、本件の場合、一般調査期日が既に終了しており、届出事項の変更や、新たな債権の届出は、「その責めに帰することができない事由」（破 112 条 1 項・4 項）がなければできない状況にあり、Y が X の円貨債権を保護すべく、BTC 債権の届出を、いわば流用するような形で対処したことになる。しかし、これは、他の届出債権者による調査

の機会を害する可能性を否定できず、一般論として、管財人が、このような処理をすることを認めて良いかは疑問である¹⁰⁾。

X が A 社の取引履歴のデータベースを確認できず、自身の債権が BTC として残存するのか、円貨として残存するのか容易に把握できなかったならば、（特別調査期間・期日の費用を X に負担させることが妥当かどうかは別途問題になりうるところであるが）一般調査期日終了後の届出ないしはその変更を認める途もあり得たように思われる。

●——注

- 1) A 社は、破産手続に先行し、平成 26 年 2 月 28 日に民事再生手続開始の申立てを行っている。同社の一連の倒産事件の推移については、高田賢治「仮想通貨交換業者の倒産手続におけるビットコイン返還請求権の処遇」慶應ロー42号（2019年）265頁参照。
- 2) 暗号資産の倒産法上の取扱い一般については、玉井裕貴「倒産法からみる暗号資産」ひろば74巻8号（2021年）58頁以下参照。
- 3) 詳細は、小島冬樹「暗号資産の私法上の性質」金判1611号（2021年）30頁参照。
- 4) もっとも、データベース上の取引履歴は、取引の「結果」を示すものであり、例えば、取引の窓口となっているウェブサイト等への不正アクセスによって、本人の意思に反する取引が行われたような場合等は、そのような事実をブロックチェーン上の取引履歴から直接把握することはできないため、別途の検討を要する。
- 5) 伊藤真ほか編『条解破産法〔第3版〕』（弘文堂、2020年）872頁。ただし、閲覧に供する前であれば、認否の変更が可能とするものとして、竹下守夫編『大コンメンタール破産法』（青林書院、2007年）488頁〔井上一成〕。
- 6) 現行破産法下での「異議の撤回」に関する見解については、釜田佳孝「新破産法下における破産管財人の異議とその撤回について」今中利昭先生古稀記念『最新倒産法・会社法をめぐる実務上の諸問題』（民事法研究会、2005年）385頁以下参照。
- 7) なお、Y も、X が本件再生手続において BTC 債権を再生債権として届け出ることが信義則に反するとして争っている。
- 8) 東京地判平 30・1・31 金判 1539 号 8 頁参照。
- 9) 実際の弁済額が大きく変わることはもとより、A 社（MTGOX）の再生事件では、暗号資産による弁済の受け取りも選択できることとされており、利害関係はより複雑なものとなったといえる。
- 10) 関連する議論として、破産債権査定及び異議訴訟における主張の制限（破 128 条）との関係で、これらの確定手続の中で、破産債権者が破産債権者表の記載と異なる主張をすることを許容できるか、といった問題がある。このことについて、伊藤ほか・前掲注 5）941 頁。